

(健Ⅱ121F)

平成30年9月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）患者の発生について

平成30年9月8日、韓国疾病予防管理センターより、中東から韓国内への帰国者において、MERS患者1名が確認されたと発表されたことを受け、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部局あて別添の事務連絡が発出されました。

韓国当局は当該患者と濃厚に接触した者について、14日間の自宅隔離を行っており、この中に日本人は含まれないとのことですが、MERS発生地域から帰国し、国内に入国後、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要であることから、同事務連絡ではMERSに罹患した疑いのある患者が発生した場合の情報提供及び積極的疫学調査の実施体制の確認、感染症指定医療機関に対する診療体制の再確認を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

参考：中東呼吸器症候群（MERS）について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

「中東呼吸器症候群における国内発生時の対応について」

（平成29年7月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000170505.pdf>

事務連絡
平成30年9月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）患者の発生について（情報提供）

中東呼吸器症候群（MERS）については、「中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について」（平成29年7月7日付け健感発0707第2号）により、対応いただいているところです。

今般、平成30年9月8日（現地時間）、韓国疾病予防管理センターより、中東から韓国内への帰国者において、MERS患者1名が確認されたと発表されました。なお、韓国当局は当該患者と濃厚に接触した者について、14日間の自宅隔離を行っていますが、この中に日本人は含まれません。

MERS発生地域から帰国し、国内に入国後、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

つきましては、引き続き貴管内におけるMERSに罹患した疑いのある患者が発生した場合の情報提供及び積極的疫学調査の実施体制について確認するとともに、感染症指定医療機関に対しても診療体制の再確認等の依頼を行うよう、よろしく申し上げます。

参考：中東呼吸器症候群（MERS）について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

「中東呼吸器症候群における国内発生時の対応について」

（平成29年7月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000170505.pdf>